

新たな特定鳥獣保護・管理計画に係るパブリックコメントの実施結果

1. 実施期間 平成 29 年 1 月 18 日（水）～ 2 月 17 日（金）

2. 提出件数 12 件（ご意見の数 51）

（内訳） ツキノワグマ 11 名（県内在住 2、県外在住 8、匿名 1）

イノシシ 1 名

ニホンジカ 0 名

全般 1 名（県内在住 1 名）

※ 1 名は重複

<ご意見と回答案>

質問No. (県内・県外)	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
鳥獣全般について		
1 県内	山間地は急傾斜に加え、鳥獣被害があり、農地を守る意欲や生活意欲の減退が続いている状況をどう評価するか。	鳥獣被害は中山間地域にとって、耕作放棄地の拡大など農村地域の維持に関わる課題と認識しています。 鳥獣被害を減らすため、地域ぐるみの取り組みを推進し、生産振興や農村地域の維持に繋がる取り組みを行います。
第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画について		
○平成 28 年度の大量捕獲が未掲載であることに関して		
2 県外	計画案に平成 28 年度の大量捕獲が未掲載のまま作成されているのは遺憾。直近の重大情報を故意に未掲載のまま当該案を提出することは国民に対する重大な背信行為。	平成 27 年度までの調査結果をもとに、平成 28 年度当初から、鳥根県、広島県、山口県の 3 県で設置した西中国地域の協議会の審議を受けて作成したものです。 そのため、平成 28 年度の捕獲数を加味したのものにはなっておりませんが、平成 28 年度の捕獲状況は平成 29 年度以降のモニタリングや施策の運用に反映していきたいと考えています。
3 県外	2016 年度の捕獲・補殺数が計画案に抜けているのは重大な瑕疵。改めて数値として算入した計画案を提示して進めるべき。	
4 県外	平成 28 年度は 3 県で 250 頭の補殺をしたとなれば、現況は最大 600 頭程度しかクマは生息していないことになり、この計画の前提は全く成立しない。	また、平成 28 年度の状況は、県内市町へ定期的な情報発信を行っており、報道機関（県内外）の取材にも、最新の情報を提供し、県民に対し積極的な情報開示に努めてきました。この取り組みは継続して進めてまいります。 なお計画書に、平成 28 年度の大量出没と対応についての記載を加えました。

5 県外	<p>島根県は平成 28 年度の捕獲に関する総括を行うこと。</p> <p>また、平成 28 年度の捕獲情報のないこの計画の前提は全く成立せず、3 県は計画を今般から練り直さなければならない。</p>	<p>平成 28 年の大量出沒については、試験研究機関が原因分析中です。</p> <p>また、平成 28 年度は突出した出沒・捕獲数であったため、除去主体の緊急対応となりましたが、例年並みの状況に戻れば、バランスのとれた放獣と除去の対応が可能と考えています。</p>
6 県外	<p>平成 28 年度の 180 頭の補殺数、124 頭もの錯誤捕獲の殺処分数の情報を計画に記載するとともに、今後大量捕獲を発生させない対策を提示する必要がある。</p> <p>大量捕獲があった場合は、翌年に調査を行って生息数を把握し、最新の推定生息数も提示すべき。</p>	<p>捕獲数だけの問題でなく、市街地や集落・農地周辺など、人の生活域に出沒しない状況をつくる必要があります。そのため、計画案ではゾーニング管理により、クマを人里に引き寄せないための対策を並行して実施してまいります。</p> <p>生息数等の調査については、長い時間と費用が必要であり、頻繁に生息数を把握することはできませんが、継続したモニタリングによって大量捕獲後は、特に注意深く経過観察をしていきたいと考えます。</p>
○平成 28 年度の錯誤捕獲個体の殺処分について		
7 県外	<p>錯誤捕獲は目的外捕獲であり、重大な法律違反、当該案作成者は自分たちが法律違反をしていることをいかに認識しているかを問いたい。</p>	<p>平成 28 年度は、市街地や集落・農地周辺での出沒と捕獲が多く、県民の安全・安心を確保するため、人身被害の恐れがあると判断された場合は、必要な法手続きを行い、殺処分としました。</p>
8 不明	<p>昨年度まで、クマ保護県として称賛されてきたのに、なぜ平成 28 年度は錯誤捕獲の大半を殺処分したのか。錯誤捕獲個体の殺処分はルール違反、勝手にルールを変えるべきではない。</p> <p>島根県は、レッドリストの「絶滅危惧種を殺す県」と認識されてよいのか。</p>	
9 県外	<p>平成 28 年度はイノシシ罠に錯誤捕獲されたクマを殺し続けていたのは本当か。その指示を出したのは誰か。違法性があることは認知しているのか。</p>	
10 県外	<p>これまで島根県のクマ保護に関し感銘を受けていたが、本年度の錯誤捕獲されたクマの大量の殺処分は遺憾で、錯誤捕</p>	

	獲のクマの殺処分は明らかにルール違反。保護体制が構築されているにも関わらず、錯誤捕獲で殺処分とは、担当者はどうしたのか。説明を求めたい	
1 1 県外	繁殖力の弱いクマの保護策に回帰されるようお願いしたい。 本年度、錯誤捕獲されたクマが大量に殺処分されたとのこと、これはルール違反、島根県の取り組みに異変が起きたと思わざるを得ない。	
1 2 県外	錯誤捕獲が多いことは極めて遺憾。早急な対応が必要。また、錯誤捕獲が発生した要因について、記述が不十分。	島根県では、イノシシによる農作物被害が深刻であり、有害捕獲と狩猟の組み合わせによる捕獲の強化を進めています。 このため、イノシシわなに錯誤捕獲されるクマが増加しています。但し、これらのわなの設置の大半が集落や農地周辺であることから、クマの生息域が人の生活域に近づいていることが考えられます。
○計画を策定する際の視点		
1 3 県内	クマの被害がない生活環境を取り戻せる計画にしてもらいたい。	新たな計画では、人とクマとのすみ分けを進めることにしています。ゾーニング管理を導入し、市街地や集落周辺などは、クマの侵入防止対策や排除を行い、安心した生活環境となるよう対処方針を定めています。また、人里に出没しないようクマの生息地を担保することも課題と考えています。
1 4 県内	問題グマ判断基準は、現行計画の基準と同一。農地・集落周辺でクマが出没する状況なので、里に下りてきたクマは殺処分できるよう、地域住民の目線で判断基準を改正し、住民の不安を解消してほしい。	
1 5 県外	この計画案は、クマの補殺上限や問題あるクマへの対処など人間中心の視点が多いので、もっと野生動物側の視点から、生息地復元や被害防除対策に関する具体的な取り組みについて提示する必要がある。	人身被害の回避及び農作物家畜等の被害の低減と、地域個体群の長期にわたる維持の両立が目的で、保護と管理双方の方針について取りまとめています。 生息地の復元や被害防除対策については、具体的な取り組みが可能なものから順次取り組んでまいります。
1 6 県外	これだけの大量補殺をしておきながら、次年度も「保護計画」の名をどうして掲げることができるのでしょうか。 島根県は、第一種保護管理計画をしつ	第一種保護計画の場合、獣の種類や生息状況などに応じて、保護と管理方針の度合いが異なります。この計画案では、現在の生息・出没等の状況に応じた保護と管理の

	かり守らないといけない。	方針を示しています。 クマの保護を前提にしつつ、人身被害防止を図るための管理を行い、計画を推進してまいります。
17 県外	森にクマがいて当たり前であると人間が共通認識をもち、クマの生活圏である森で人間と出会わないすみ分けに重きをおいた計画であるよう願う。	平成28年度は、市街地や集落・農地周辺など、人間の生活圏内での捕獲が相次ぎました。 新たな計画では、人とクマのすみ分けを目指す計画としており、保護・管理に加えて、必要な普及啓発を進めてまいります。
○計画書の記載等について		
18 県外	図8は、有害捕獲と錯誤捕獲を分けて図表化する必要がある。	図8は、捕獲個体の性及び年齢構成を示した図のため、有害捕獲と錯誤捕獲を区別しておりません。 ただし、頂いた意見をもとに、今後検討していきたいと考えています。
19 県内	西中国地域が1つの保護管理ユニットとなっており、この計画は3県連名での計画とすべきではないか。	計画自体は、島根県・広島県・山口県が合同で作成し、基本は同様の内容になっています。但し、鳥獣保護管理法で定められた計画であるため、手続き上、各都道府県知事が策定することになっています。
○推定生息頭数について		
20 県外	調査地域外での生息密度が高くなったことを論拠に総個体数が増加したと判断するのは問題あり。 生息密度が0.26頭/km ² と低下しているなら、減少していると考えべき。 このことはモニタリングにおいても重要な課題であり正確な個体数推定に繋がる。	平成11年より、生息地域外の個体は外挿法を用いて算出しており、同手法で実施した平成27年度の調査では西中国地域全体の個体群は5年前と比較して、ほぼ横ばいという結果になりました。 平成28年度の捕獲状況を踏まえ、今後もモニタリングを継続し、ツキノワグマの個体群動態をしっかりと行っていきます。
21 県外	年間出生数99～274頭、自然死亡数19～53頭とされているが、成獣まで成長するのは1/3の33頭程度、自然死亡数は40～50頭、その結果自然増加率は50頭程度と思われる。	西中国地域では、第1期計画策定以降、性別及び年齢構成の比率から繁殖パラメータを算出し、それに基づく除去上限目安値で保護管理施策を進めています。その結果、個体群の安定化という一定の成果が認められているため、繁殖パラメータにはある程度の妥当性があると考えています。 ただし、限られた情報ではあるため、頂

		いた意見をもとに、今後も繁殖パラメータや計算の精度向上に努めていきます。
○特定計画に基づくこれまでの対策の効果について		
22 県外	特定計画策定以降、農林作物の被害面積や被害金額が減少したとあるが、防除徹底の効果なのか、クマ駆除による影響なのか、因果関係が不明。	農作物被害の軽減の因果関係を解明することは難しいですが、特定計画策定以降は、県内各地の鳥獣専門指導員を配置するなど、必要な対策を実施しており、農林作物被害の減少はこれらの複合的な効果によるものだと考えています。また、今後も継続したモニタリングにより評価していきたいと考えています。
○広島県、山口県との体制の違いについて		
23 県外	「広島県・山口県との捕獲・放獣体制の違いや地域の協力体制の差などが課題になっている」とあるが、放獣体制の違い・地域の協力体制の差が生じた理由を具体的に記述してほしい。	島根県では、「鳥獣専門指導員」を複数名配置し、捕獲時の対応や市町への指導、地域住民等への普及活動を行う体制をとっている点が大きな違いと考えます。
○新たなゾーニング管理について		
24 県外	今年の錯誤捕獲実績をみる限り、ゾーニング管理の導入を真剣に検討しているとは考えられない。	平成28年度のクマの捕獲状況を見ると、集落や農地周辺などでの捕獲が増加し、多くの個体を殺処分しました。 新たな計画で行うゾーニング管理では、人の生活圏における出没個体は速やかに捕獲して生息域の拡大を防ぎつつ、本来の生息地である人里から離れた森林へ押し返す取り組みを進めてまいります。
25 県内	ゾーニング管理の導入・実践する場合、ゾーンの設定は誰がするのか。また、関係機関と協議すると思うが、「関係機関」と一括りでなく、「市町・地域住民・農林業従事者・狩猟者など関係者と十分な話し合いを設ける」と記述してほしい。	計画に各ゾーンの考え方を明記していません。土地の境界への明確な線引きはおこないませんが、運用に際しての協議は、地域住民の意向等を踏まえつつ、市町と県で行い、総合的に判断することになります。
○狩猟解禁について		
26 県外	安定的個体群の成獣800頭は総個体数1300頭に相当することに留意し、狩猟解禁のことに言及するのは慎重にされたい。	ツキノワグマは狩猟鳥獣であるため、今後、基準となる生息頭数に到達したと考えられる場合には、狩猟再開や管理計画への移行も選択肢の一つとして考えております。
27	狩猟解禁はすべきではない。狩猟をす	

県外	れば人里での出没や手負いグマによる人身被害発生により人間とクマのすみ分けができなくなる。また、推定生息数だけで狩猟再開や管理計画移行を判断すべきではない。	
○年間除去上限目安値について		
28 県内	クマの年間除去頭数の上限が3県で94頭としているが、昨年の町内での除去頭数が▲頭と聴いており、現実的ではない。	平成28年度は、市街地や集落・農地周辺での出没が相次ぎ、被害件数の増加から捕獲上限目安値を大幅に上回る捕獲数となりました。
29 県外	錯誤捕獲されたクマを大量に殺処分されたのは残念。錯誤捕獲は原則放獣であることに加え、年間捕獲上限目安は80頭と聞いたが、ルール違反ではないのか。	西中国地域では、設定した年間の捕獲上限目標値で1年毎の施策は評価しますが、大量出没などにより、単年度の捕獲数が上限目安値を上回る年もありますので、3カ年間の合計数を4年目で調整する評価の方法も併せて行うことにしています。
30 県外	平成28年度の捕獲状況からすると、年間除去頭数上限目安の考えは既に破綻している状況でこのような運用を示したことについて責任を取ってもらいたい。	また、本計画の運用については、計画期間中においても、3県で設置した協議会での評価を通して、随時点検と見直しを図る予定です。
31 県外	年間出生数99～274頭、自然死亡数19～53頭、自然死亡の実態は再検証が必要ではないか。死亡率は高めに設定すべき。西中国山地地域個体群の繁殖パラメータを勘案した試算だけでは、増加率を上げるために推計した疑念は払拭できない。繁殖パラメータ等に関する説明も一般人にわかりやすく明示すべき。	西中国地域では、第1期計画策定以降、性別及び年齢構成の比率から繁殖パラメータを算出し、それに基づく除去上限目安値で保護管理施策を進めています。その結果、個体群の安定化という一定の成果が認められているため、繁殖パラメータにはある程度の妥当性があると考えています。 また、除去上限目安値は、推定生息頭数の下限値をもとに算出しているため、個体群の存続を脅かす可能性をできる限り抑えた値となっていると考えています。
32 県外	除去頭数の上限目安値は、越えてはいけない数とすべき（目安を取る）で、上限を越えた年は、翌年から差し引くべき。	上限目安値を越えた場合は翌年以降の捕獲数が増加しないように注視するとともに、必要な対応策を検討します。 大量出没などにより、単年度の捕獲数が上限目安値を上回る年もありますので、3カ年間の合計数を4年目で調整する評価を

		行うことにしています。
○学習放獣について		
33 県内	錯誤捕獲個体の学習放獣の効果があるとは思えない。	一定の効果があると考えていますが、学習放獣後の個体の16% (H15～27年) が再捕獲されています。引き続き、学習放獣の効果検証は行ってまいります。
34 県内	学習放獣の効果理解できない。	
35 県外	3県の放獣率の差について、放獣率の高い水準の県に併せるようにしてもらいたい。	放獣率の差は、西中国3県でも差がありますが、出没状況や地域住民の理解度などにより、島根県内の市町においても異なります。 西中国3県や県内市町と協議してまいります。
36 県外	放獣地の確保にあたっては、国有林を管理する森林管理署等と連携し、円滑に対処することが肝要。 また、地元了承に固執せず、当局の主体的行動が望まれる。	地元の森林管理署と協議します。 また、適切なゾーニング管理を行うため、地元市町と協議し取り組んでまいります。
37 県外	幼獣の遠隔地放獣は、その後の生存が懸念されるため、なるべく捕獲地に近いところで放獣すべき。	幼獣を放獣する場合は、ご指摘の点が懸念されるため、頂いた意見をもとに試験研究機関とも協議し、適切な方針を決めて行います。
38 県外	麻酔捕獲の際は、獣医師や保健所との連携を望む。また、国が規制するケタミンについては、野生動物等での使用の際は特例を設け、使用が可能になるよう求めていくべき。	島根県では Zoletil (塩酸チレタミンと塩酸ゾラゼパム) を麻酔薬として使用しています。研究機関が獣医師から指導を受けて適切に使用しています。また、捕獲現場によっては、獣医師のアドバイスをもらいながら実施しています。
○錯誤捕獲の防止対策について		
39 県外	錯誤捕獲防止対策の普及について記載があるが、平成28年度は全く実行されていないことが明白になった。なぜそうなったのか、総括を加える必要がある。	錯誤捕獲の大半は、イノシシ用箱わなによるものです。イノシシの捕獲許可権限を持つ市町や、捕獲を行う猟友会等とも協議し、脱出口付きの箱わなの利用促進などの啓発を行っていますが、引き続き取り組んでまいります。 イノシシの捕獲に際しては、脱出口付きの箱わなの使用も促していますが、捕獲し
40 県外	イノシシだけが捕獲され、クマは捕獲されない捕獲檻を開発製造し、設置すべき。錯誤捕獲の原因はなにか。錯誤捕獲	

	を減らすために早急に行うべきことがあるのではないか。	たイノシシも脱出する可能性があるなどの意見もあり、普及しているとは言えない状況です。クマが捕獲されにくいイノシシ用箱わなの運用について、試験研究機関等とも協議して検討してまいります。 また、県ホームページを含め、啓発活動は行ってまいります。
4 1 県外	平成 28 年度の箱わなでの錯誤捕獲の多さ、補殺率の多さをみると、錯誤捕獲防止対策の普及は掛け声倒れで実行が伴っていないことは明白。 1. 2015 狩猟者フォーラムで県が展示した箱わなには脱出口がなかったため、まずは県職員の意識改革が必要。 2. 県のホームページに天井脱出口取り付けの啓発ページがない。他県では実施されている。	
4 2 県外	30 頁 錯誤捕獲のクマは必ず放獣とし、錯誤捕獲が相次いでいる地域ではわなを設置しない、箱わなの場合は米ぬかなどクマを誘引する臭いの強いものを使わないなどの対策を錯誤捕獲の多い地域でピンポイントで行うなどの対策を計画に提示されたい。	錯誤捕獲後のクマについては、原則放獣としていますが、個体や現地の状況を鑑みて対応を判断します。 また、箱わなによる錯誤捕獲を減らすため、引き続き、試験研究機関とも連携し、取り組んでまいります。
○放置果樹の除去対策について		
4 3 県外	カキ果実等への依存度が高くなっていることが明確であれば、カキの伐採等に努めていただきたい。また、これまでの支援事業の実効性を総括する必要がある。本年度の錯誤捕獲状況を見る限り、この支援事業は機能していなかったことが明白である。	放置果樹の除去対策は、限定的な地域のみでの取り組みになっているため、今後も地域住民への啓発活動を行いつつ、市町と協力した支援を進めていきたいと考えています。
○生息環境について		
4 4 県外	ツキノワグマが人間の生活域に侵入してくる原因の一つに、奥山のスギ・ヒノキの植林が進み、クマの繁殖や食物となる堅果類の樹木が不足、とした点は高く評価するが、対策に関する記述が不十分。	戦後、全国的にスギやヒノキの植林が進みましたが、島根県西部地域の人工林率は30%台と、全国平均(45%)を大きく下回り、広葉樹の森林が多く残っています。 また、近年の木材生産のための伐採量は、スギやヒノキなどの針葉樹が8割に拡大し、広葉樹は2割程度に縮小しています。 今後の島根県の林業施策は、針葉樹の利活用が中心ですが、クマの生息環境に大き

		く影響を与える、堅果類などの広葉樹の急激な伐採などが無いよう、注視してまいります。
4 5 県外	ドーナツ化現象が起きているクマ主生息域で、生息環境を復元・維持していくための具体的な取り組み案がないので提示すべき。	<p>生息環境を復元・維持していくのは重要な課題と考えています。</p> <p>一方で、島根県西部地域は人工林率が低く、伐採・利用される広葉樹の割合も近年減りつつありますので、維持は可能と考えています。</p> <p>また、広葉樹林は、伐採により一時的に立木がなくなっても、萌芽更新（切り株から芽が出て成長）により再生します。早期の回復が必要な場合は、広葉樹植栽などが可能な事業や財源確保を検討してまいります。</p>
○有害捕獲許可について		
4 6 県外	普段人が踏み込まない場所でのクマとの遭遇は自己責任の感が強く、なにがあっても自己責任であることの啓発を強め、クマ領域での事故については、逆恨みの復讐的な駆除の許可はしない方策が望まれる。	山林や河川は、林業や水産業、観光振興などのために重要な資源で、人が立ち入り活用することもありますので、利用者に対する普及啓発は今後も継続していきたいと考えます。
○法律による捕獲の制限		
4 7 県内	法律が必要な捕獲の支障になっているのであれば、国に働きかけるべき。	本年度、国への重点要望などにより、捕獲禁止措置の見直しを含め、必要な捕獲はできるよう、働きかけをしています。
○箱わなで捕獲した個体の殺処分について		
4 8 県外	捕獲個体を傷めないクマ専用檻を使用しながらの安易な補殺決定の乱用はやめ、放獣を前提とした施策であるべき。	<p>放獣だけでなく、殺処分を前提に有害捕獲を行う場合にも、箱わな（クマ用檻）による捕獲許可をしています。</p> <p>放獣地が確保できた場合には、捕獲されたクマの状況を見て、市町と協議し、慎重に判断してまいります。</p>
○くくりわなの架設禁止区域について		
4 9 県外	くくりわなの架設禁止区域設定賛成。 くくりわなの径は一部解除せず 12cm 枠を守るべき。	<p>イノシシ捕獲を強化する必要があるため、くくりわなの径を一部解除し、15cm 以内としています。</p> <p>なお、くくりわなによるクマの錯誤捕獲</p>

		はわずかで、大半は箱わなによるものであり、くくりわなの径の一部解除による影響は軽微だと思われます。
○問題グマへの対応について		
50 県外	<p>問題グマ判断指針において、誘引物が残っている、十分な防除が出来ていない場合などは、捕獲できないようにすべき。</p> <p>また、問題グマはどうやって特定するのか、特定できた例はどれだけあるか提示されたい。</p> <p>このような指針よりも、事故現場での対応や人間側の対策など、クマの捕殺に依らない対応をとるための指針を作るべき。</p>	<p>誘引物が残っていたり、防除が十分でない場合も、現地の状況等から、危険性が高いと判断される場合は、捕獲や除去の許可を行う必要があると考えます。</p> <p>問題グマの特定については、学習放獣後の再捕獲個体は耳標等により特定することが可能です。その他の場合は、個体の加害度、人慣れ具合などの情報から総合的に判断します。</p> <p>また、人身事故が発生した場合は、市町等との事前の申し合わせに従い、人身事故の防止を最優先とした対応を行います。</p>
第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画について		
51 県内	<p>一畑薬師の境内でも、イノシシが泥遊びをする姿を目撃する。イノシシは駆除の対象だけでなく、信仰の対象としている場合がある。</p>	<p>（計画に関係のないご意見ですので、無回答とさせていただきます。）</p>